

総務文教常任委員長報告

(R 1 . 1 2 . 2 3)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第 1 号議案、令和元年度一般会計補正予算（第 3 号）の本委員会所管分**であります、

その主な内容は、

職員の給与条例の改正及び、人事異動等に伴う職員人件費等が、各費目において計上されているほか、

総務費では、「ふるさと力向上寄附金」の増加見込みに伴い、当該寄附金を一旦、基金に積み立てるための経費等の、ふるさと力向上経費の増額補正、

教育費では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒等の保護者に対して実施している就学援助対象費目に、卒業アルバム代を加えるための、要保護・準要保護児童・生徒援助経費の増額補正、

であります。

また、**債務負担行為については**、計画的な事務執行を進めるため、市役所庁舎の管理経費や、東京 2 0 2 0 オリンピック聖火リレー事業経費などについて設定されています。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第7号議案、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正**については、国の給与改定措置に準じ、市長等の期末手当の支給割合を改正しようとするものであります。

審査の中では、議会の議員を含め、特別職の報酬等の改正に関しては、**亀岡市特別職報酬等審議会の意見を聴くべきではないかとの意見も出されましたが、採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第8号議案、一般職員の給与に関する条例の一部改正**については、これも国の給与改定措置に準じ、一般職員の給与に関し、本給、住居手当及び勤勉手当の支給割合を改正しようとするものであり、**別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第9号議案、亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定**については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めようとするものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、職員の任用にあたっては、職員の労働意欲が向上し、人材確保及び市民サービスの増進につながるような制度運用となるよう、指摘要望するものであります。

次に、**第10号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係する条例の規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

○就学援助費目に卒業アルバム代を追加

一般会計補正予算
可決（全員賛成）

・要保護・準要保護児
童生徒援助経費

（小学校費・中学校費）

717万円増額

経済的な理由でお困りのご家庭に対して学用品費など諸経費の一部を援助する就学援助

○東京2020オリンピック聖火リレー 実施に向けての警備態勢などを確保

・聖火リレー事業経費
債務負担行為限度額

1200万円

（期間 令和元年度

～令和2年度）

令和2年5月26日

に亀岡市で実施する聖



について、援助対象費目に新たに卒業アルバム代を加えることなどに伴う増額補正。

卒業アルバム代の必要経費として、小学校は1人1万890円、中学校は1人8千710円を上限に援助する。

火リレーは、亀岡市役所をスタート、サンガスタジアム by KYOCERAをゴールとする約2kmのコースを、11人のランナーにより聖火トーチをつなぐ。多くの人出が見込まれることから、ランナーや沿道の人々の安全を最優先に、交通安全対策などに必要な契約行為を実施し、万全の態勢を整えていく。

